

都市計画税の課税について

1 都市計画税とは

税金は、その用途により分類すると、「普通税」と「目的税」とに分けることができます。「普通税」は、その用途が特定されておらず、一般的経費に充てることができるのですが、「目的税」は、その用途が特定されているものです。

都市計画税は目的税で、地方税法第 702 条において、「都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため」と規定されています。

都市計画事業とは、都市計画法第 59 条の規定による認可又は承認を受けて行われる都市計画施設の整備に関する事業及び市街地開発事業をいいます。

都市計画施設とは、次に掲げる施設です。

- ① 交通施設（道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナル等）
- ② 公共空地（公園、緑地、広場、墓園等）
- ③ 上下水道、電気・ガス供給施設等

2 充当可能な事業

都市計画税は、地方税法第 702 条により富津都市計画区域の市街化区域と大佐和都市計画区域の用途地域の全域が課税の対象となります。

これまで実施してきた事業のうち、充当が可能であった主な事業は、昭和 48 年から大堀、青木の一部の区域で行われた土地区画整理事業や下水道事業が挙げられます。

しかし、現在、充当が可能な事業は、下水道組合への負担金のみとなっています。

この下水道の処理区域内人口は、富津都市計画区域の市街化区域と大佐和都市計画区域の用途地域を合わせた人口の約 30%であり、約 70%が未整備区域であることから、納税者間における税負担に対する不均衡が生じることになります。（富津都市計画区域の市街化区域内人口＋大佐和都市計画区域の用途地域内人口 24,467 人、下水道処理区域内人口 7,569 人）

なお、公園事業については青木区画整理地内の街区公園であり、当区域周辺には大規模な緩衝緑地である、富津市民ふれあい公園が整備されてお

り、公園の可否に疑問が生じます。

また、都市計画道路についても昭和44年に都市計画決定したものの、当時と状況が大きく変化していることから、見直しが必要となっています。

以上のことから、都市計画事業については、見直しが必要であります。

※参考

(単位:百万円)

事業名	事業費等	金額	備考
下水道事業	下水道組合負担金	1,267	H27~H31見込
公園事業	事業費	63	
都市計画道路事業	事業費	23,507	
合計		24,837	
都市計画税見込額		3,483 (698)	H30~H39 (H30・31)

・下水道事業

平成26年度末の起債残高2,449,722,357円

・公園事業

青木土地区画整理事業地内街区公園予定4箇所は、近傍に市民ふれあい公園があることから、必要性、規模等見直したうえで都市計画決定が必須。

・都市計画道路

社会情勢の変化に伴い、線形、幅員、必要性等見直しが必要。